

許可申請のチェックリスト【一部完了・完了検査(確認)】

凡例

◎:必要(省令で定められた図書等) △:場合により必要
○:必要(県細則等で定められた図書等) -:不要

書類・図面の名称 (様式)	一部 完了検査		完了検査 完了確認		明示すべき事項	チ ェ ッ ク
	形質 の変更	土石の 堆積	形質 の変更	土石の 堆積		
全般(共通事項)	○		○	○	申請等にかかる補正は、電子(メール等)による対応も可とする。 一部検査済証および検査(確認)済証は、原本(書面)で交付するため、郵送を希望する場合は、別途、返信用封筒を送付すること。 なお、手直し指示がある場合 【申請方法】 ◆書面の場合 ・必要部数:2部(正副:副は返却用) ・書類等はファイル等に綴じ、インデックスをつけること。 ◆電子の場合 ・PDF形式を基本とし、書類等の名称とファイル名称が整合していること。	□
書類1	申請書					
宅地造成または特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書 (様式第16号)	○				・工事完了から4日以内に申請すること。(完了検査に準拠) ・宛先を「滋賀県知事《知事名》」と記入すること。 ・工事主(申請者)の押印は求めない。 ・該当条項を黒枠で明示すること。(規制区域の種別を確認すること。) ◇宅地造成等工事規制区域:(県規則)第12条第1項 ◇特定盛土等規制区域:(県規則)第25条第1項 <土地の所在地及び地番> ・すべての地番を記入すること。 なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「外○筆」と記載すること。(別紙の添付は求めない。)	□
宅地造成または特定盛土等に関する工事の完了検査申請書 (様式第九) または 土石の堆積に関する工事の確認申請書 (様式第十一)			◎	◎	・工事(除却)完了から4日以内に申請すること。 ・宛先を「滋賀県知事《知事名》」と記入すること。 ・工事主(申請者)の押印は求めない。 ・該当条項を黒枠で明示すること。(規制区域の種別を確認すること。) ◇宅地造成等工事規制区域:第17条第1項、第17条第4項 ◇特定盛土等規制区域:第36条第1項、第36条第4項 <土地の所在地及び地番> ・すべての地番を記入すること。 なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「外○筆」と記載すること。(別紙の添付は求めない。)	□
書類2 委任状 (任意様式)	△		△	△	・代理人による申請の場合に添付すること。(当初または変更の申請時に添付の委任状に当該手続きに関する記載があった場合を除く。)	□
書類3 防災計画書 (任意様式)	△		-	-	・一部完了検査を受けようとする土地(工区)と他の土地(工区)において、災害防止上支障がないことがわかる書類を添付すること。(当初または変更の申請時に添付の防災計画書に当該検査時の防災措置に関する記載があった場合を除く。)	□
書類4 現況写真等 (任意様式)	○		○	○	《全景写真》 ・区域境界および検査(確認)を受ける土地の全体(盛土、切土、土石の堆積の除却が完了した土地およびその付近の状況)が着工前の状況と対比してわかる写真を添付すること。 《工事施工写真》※ ・工事の施工状況(特に不可視部分の施工状況として、盛土厚さ30cm以下の	□

書類・図面の名称 (様式)		一部 完了検査		完了検査 完了確認		明示すべき事項	チ ェ ッ ク
		形質 の変更	土石の 堆積	形質 の変更	土石の 堆積		
						締固め、透水層の設置、不透水層の設置、出来形寸法など)がわかる写真を添付すること。 ※なお、工事施工写真については、検査時に提出することも可とするが、写真による確認が困難な場合(写真の紛失等含む)は、現地での掘削や切り取り等の確認作業を求めたり、別日に再検査(確認)を実施したりする場合があるため注意すること。	
書類 5	施工管理および品質管理に関する資料 (任意様式)	○		○	－	・造成計画に応じた土質試験や地盤調査結果などの必要な資料を添付すること。 【例:擁壁工事】 ・擁壁の地盤支持力(必要地耐力)を設置位置(ジャストポイント)にて確認した結果(内容)がわかる資料など。	□
書類 6	公共施設工事に関する工事完了検査済証の写し (所定の様式)	△		△	－	・公共施設工事を伴う場合に添付すること。 なお、公共施設の管理者が認めた場合に限り、宅地造成等の完了検査と公共施設工事に関する完了検査を同時に行えるものとするが、その場合、宅地造成等の検査(確認)済証の交付までに、当該完了検査済証の写しを提出すること。	□
図面 1	工事完了図	○		○	－	・土地の平面図(造成計画平面図)と変更がないか注意すること。(変更がある場合は、必要な手続きを行うこと。) ・完了検査後に外構工事(舗装工、植栽工)を行う場合、完了検査時に確認できる現況の仕上がり高さ、緑地範囲等を明示しておくこと。(現地と工事完了図が整合していること。)	□
図面 2	確定丈量図	○		○	－	・求積図(丈量図)と変更がないか注意すること。(変更がある場合は、必要な手続きを行うこと。)	□
その他	その他知事が必要と認める書類・図面 (任意様式)	○		○	○	【共通】 ・必要と判断した場合に添付を求めることがある。 (検査(確認)時に手直し指示があった場合の、必要書類等を含む)	□